## 商品概要説明書

(2023年4月1日現在)

		(2023年4月1日現代)
1.	商品名	教育資金贈与専用預金
		* 預金の種類は普通預金となります。
2.	ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方(贈与者)から、教育資金の贈与を受けら
		れた30歳未満の方(受贈者)
3.	お預け入れ期限	○ 2026年3月31日(火)
4.	お預け入れ	
(1)	口座開設	○ 国内本支店の窓口で口座開設をしていただき、その後のお預け入
		れ、お引き出し等は口座開設店で受付いたします。
		○ あらかじめ贈与者と受贈者との間で書面にて贈与契約を締結してい
		ただく必要があります。
		○ 口座開設時に「教育資金管理特約」(教育資金贈与専用預金口座
		の特約)を締結させていただきます。
		○ 口座開設のお手続き等の詳細につきましては、窓口にお問い合わ
		せください。
(2)	お預け入れ方法	○ 口座開設店の窓口でお預け入れいただきます。
		○ 受贈資金は贈与契約日から2か月以内に本口座にお預け入れいた
		だく必要があります。
		○ 受贈資金以外のお預け入れはできません。
(-)	) === 1	○ ATM、インターネットバンキング等によるお預け入れはできません。
(3)	お預け入れ金額	○ 受贈資金のお預け入れは、1,000円以上1,500万円以内(1,000
		円単位)です。
		○ 追加のお預け入れも含め、受贈資金のお預け入れ限度額は1,500
		万円以内となります。
-	ナンコーチ・ロロ	○ 本口座の利息はお預け入れ金額に含みません。
5.	お引き出し 領収書等のご提出	○ 大口広がらのか引き山)になた。ては、数本次へに古せったものの
(1)	限収音寺のこ促山	○ 本口座からのお引き出しにあたっては、教育資金に支払ったものの ・ 毎収書笠(原本)なご提出いたださせよ
		領収書等(原本)をご提出いただきます。 ○ 領収書等(原本)のご提出がないお引き出しや、教育資金目的以外
		のお引き出しは課税対象となります。ただし、領収書等に記載され
		た支払金額が1万円以下(消費税込)で、かつ、その年中における合
		計支払金額が24万円(消費税込)に達するまでのものについては、
		領収書等に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出
		関収音等に「んく文仏牛カロ、文仏並破寺を記載した別神を近山 することができます。
(2)	お引き出し方法	○ 口座開設店の窓口で以下の3つの方法でお引き出しいただけます。
(4)	40 JICHIU/JIA	①領収書払い
		本口座にお預け入れの資金とは別の資金で教育資金をお支払
		い後、領収書等(原本)を窓口にご提示いただき、当該資金を本
		口座からお引き出しいただく方法です。

## ②お振り込み払い

教育資金の請求書等(原本)を窓口にご提出いただき、当該資金を本口座からお振り込みいただく方法です。

\* 振込手数料は当行所定の手数料をご負担いただきます。なお、 振込手数料を本口座からお引き出しいただく場合、教育資金 以外のお引き出しとなります。

## ③明細書払い

本口座にお預け入れの資金とは別の資金で教育資金をお支払い後、支払年月日、支払金額等を記載した明細書を窓口にご提出いただき、当該資金を本口座からお引き出しいただく方法です。

- \*1件あたりの支払金額が1万円(消費税込)以下で、かつ、その年中(暦年:1月1日から12月31日)における合計支払金額は24万円(消費税込)が上限となります。ただし、教育資金管理特約を締結した最初の年においては、2万円にその年の特約締結日以後の月数を掛けて計算した金額が、その年中の合計支払金額の上限となります。また、受贈者が30歳に達したことにより教育資金管理特約が終了する年においては、2万円に特約が終了する日以前の月数を掛けて計算した金額が、その年中の合計支払金額の上限となります。
- 領収書等および明細書は、領収書等に記載の支払年月日の1年後 の応当日までに窓口にご提出ください。1年後の応当日の翌日以降 は、当該領収書等および明細書によるお引き出しはできません。
- ATM、インターネットバンキング、口座振替、クレジットカード決済 等による払戻しはできません。
- 教育資金の範囲は以下のとおりとなりますが、ご不明な点がある場合は、文部科学省のホームページ等にてご確認ください。

## (3) 教育資金の範囲

		支払先	
	学校等 <sup>*1</sup>	学校等」 塾や習い事で必要な 費用を学校等以外に 支払う場合	学校等で必要な費用
非課税限度額	1,500万円	左記1,500万円の範	囲内で最大500万円
非課税対象となる教育資金	① 入学金、授業料、 入園構、入東等 、入園費、入東等 、入園費、人の時の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	務提供の対価 や、施設の使用 料等 ④ スポーツ・文化芸 術に関する活動 等に係る指導へ	⑥ 左記②金送とは を表記②金送とは を必等ものに、 を必必のででででででででででででででででででででででででででででででででででで

- ※1 学校等とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、 大学院、専修学校および各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園また は保育所などをいいます。
- ※2 教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。
- (4) ご留意いただきたい点
- 領収書等や請求書等の確認について 領収書等に記載すべき事項は以下の①~⑥です。(記載項目の詳

細は、文部科学省のホームページをご参照ください。)

<領収書等に記載すべき項目>

NO	記載項目	支払先			
NO	山東行口	学校等	学校等以外		
1	支払日付	必須	必須		
2	支払金額	必須	必須		
3	摘要(支払内容)	補記可能※3	必須		
4	支払者(宛名)	必須	必須		
(5)	支払先の氏名(名称)	必須	必須		
6	支払先の住所(所在地)	補記不要※4	補記可能※3		

- ※3 記載漏れがあった場合には、お客さまが補記することも可能です。 その際には、お客さまの署名(または押印)が必要となります。
- ※4 記載がなくても補記は不要です。
- 次の書類を<sup>※5</sup>をご記入ください。

「領収書等明細一覧」(「領収書払い」または「お振込み払い」の場合)「少額教育支出支払明細書」(「明細書払い」の場合)

「領収書等または明細書チェック表」(すべての場合)

領収書等を窓口にご提出いただく際、上記書類もあわせてご提出い ただく必要があります。

お引き出しに要する時間を短縮するため、事前に上記の書類をご記 入のうえ、ご来店いただきますようお願いいたします。

- ※5 上記の書類は窓口に用意してあるほか、ホームページにも掲載しています。
- ※6 ご来店時には本口座の通帳、お届け印、預金者の本人確認資料をご持参ください。(預金者が未成年の場合は、親権者さまの本人確認資料もあわせてご持参ください。)
- お引き出しにかかるお時間について

当行はご提出いただいた領収書等を法令に基づき確認いたします。 ご提出いただく領収書等の枚数が多い場合は、非課税の対象となる か確認するために、お時間がかかる場合がありますので、あらかじめ ご了承ください。

- 6. 利息
- (1) 適用金利

毎日の店頭表示の利率を適用します。

(2) 利払頻度 毎年原則として2月と8月の第3月曜日の直前の土曜日に半年間の利息を計算し、口座にご入金します。

(3) 計算方法

毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。

(4) 課税方法	以下の税率で源泉徴収されます。個人の方は分離課税となります。		
	税率		
	20.315% 国税 15.315% 地方税 5%		
	* 2037年12月31日までにお受け取りになる利息には、復興特別		
	所得税(0.315%)が追加課税されます。		
(5) 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードに表示している他、ホームページ上でもご覧い		
(0) 32   11 1   10   20   11   12   12	ただけます。		
7. 手数料			
8. 付加できる特約事項			
21 11/4H CC @ 11/H 1 X	す。		
	*マル優を利用する場合、本口座のお預け入れ金額はマル優限度		
	額(上限350万円)と同額となります。		
9. 中途解約時の取扱い			
10. リスクに関する事項			
11. その他参考となる事項	○「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品で		
	す。		
	○ 本口座の開設は受贈者お1人につき1金融機関かつ1店舗に限定		
	されます。		
	○ 本口座は、以下のお取引等はご利用いただけません。		
	① 給与、年金、配当金等の自動受取口座		
	② 各種料金、クレジットカード等の自動支払口座		
	③ キャッシュカードの発行		
	④ ATMでのお預け入れ、お引き出し、お振り込み、お振り替え		
	⑤ インターネットバンキング利用口座としてのご登録		
	○ 下記のいずれかの早い日に「教育資金管理特約」は終了いたしま		
	す。その場合、本口座の解約手続きを別途行います。		
	① 預金者(お孫さま等)が30歳になられた場合		
	② 預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合		
	③ 本口座の残高が0円となり、預金者(お孫さま等)と当行との間で		
	「教育資金管理特約」終了の合意があった場合		
	* 特約が終了した時点での[受贈資金-教育資金お引き出し額]の		
	残額については、特約終了日の属する年の贈与税の課税価格に		
	算入されます。		
	○ この預金は預金保険の対象となります。		
	○ 詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ、パンフレッ		
	ト等をご参照ください。		
12. 当行が契約している	○ 当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行		
指定紛争解決機関	協会です。		
	【連絡先】全国銀行協会相談室		
	0570-017109 または 03-5252-3772		